

佐賀市上下水道局公告第 26 号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び佐賀市財務規則（平成 17 年佐賀市規則第 62 号）第 84 条の規定により次のように公告する。

平成 29 年 6 月 13 日

佐賀市上下水道事業管理者 田 中 泰 治

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 公共下水道高木瀬町長瀬地区（開発その 2）管渠布設工事
- (2) 工事場所 佐賀市高木瀬町大字長瀬地内
- (3) 予定工期 契約締結の日から平成 29 年 11 月 30 日まで

2 工事の概要

推進工 L＝約 121 メートル、開削工 L＝約 60 メートルの管渠布設工事

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 佐賀市における平成 29・30 年度入札参加資格審査の結果、土木一式工事の等級が、A 級に認定されていること。

イ 佐賀市内に本店を有していること。

ウ 佐賀市が発注した工事（佐賀市上下水道局水循環部財務課を契約窓口として発注した工事で、その種類が土木一式のものに限る。）の手持工事（落札決定から成工検査に係る監督・検査確認申請書を提出するまでの間にある工事をいう。以下同じ。）件数が 1 件以内であること。ただし、次に掲げる工事は、手持工事件数に含めない。

(ア) 指名競争入札又は随意契約により発注した工事

(イ) 災害復旧工事

(ウ) 特定建設工事共同企業体を要件として発注した工事

(エ) 管渠更生工事

エ 公告日前の直近 2 件の公共下水道の管渠布設工事の実績（共同企業体で受注した実績を除く。）で、佐賀市工事成績評定要領（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 4 条及び佐賀市上下水道局工事成績評定要領（平成 24 年 4 月 1 日施行）第 4 条に規定する工事に係る評定点の平均が、80 点以上であること。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を施工現場に配置できること。

カ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）を受けていないこと。

（ア）佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。（イ）において同じ。）による指名停止等の措置

（イ）佐賀県内の他の地方公共団体による指名停止等の措置（佐賀市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については、佐賀市による当該指名停止等の措置の開始日以後の措置を除く。）

キ 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市工事成績評定要領第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。

ク 開札を行う日前3か月の間において、佐賀市上下水道局工事成績評定要領第4条に規定する工事に係る評定の結果、評定点が70点未満であるとして同要領第6条の規定により通知を受けた者でないこと。

（2）入札参加資格を有する者が、（1）アからエまでに掲げる要件については入札参加申請締切日までに、（1）オからクまでに掲げる要件については開札の時までに、当該要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

4 入札参加申請

電子入札システムにより行うこと。

（1）入札参加申請を行える期間

平成29年6月14日（水）午前9時から平成29年6月20日（火）午後4時まで（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）とする。

（2）入札参加申請の必要書類

入札参加資格確認書

5 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、平成29年6月22日（木）までに電子入札システムにより通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知するものとする。

6 設計図書等の交付場所

入札情報公開システム上

7 設計図書等に対する質問及び回答

（1）質問期限 平成29年6月20日（火）

（2）質問先 佐賀市上下水道局水循環部下水道工務課

ファクシミリ番号 0952-33-1505

(3) 回答方法 平成29年6月22日(木)午前9時から佐賀市上下水道局水循環部下水道工務課において公表する。

8 入札の方法

電子入札システムにより行うこと。

9 入札を行える期間

平成29年6月23日(金)午前9時から平成29年6月27日(火)午後4時まで(佐賀市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日を除く。)とする。

10 工事費内訳明細書の提出

入札参加者は、入札と同時に当該入札に係る工事費内訳明細書を電子入札システムにより提出しなければならない。

11 開札を行う日時及び場所

(1) 日時 平成29年6月29日(木)午前9時

(2) 場所 佐賀市若宮三丁目6番60号

佐賀市上下水道局(水循環部財務課契約検査係)

12 入札保証金

免除

13 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、契約金額が300万円未満の場合は、免除する。

14 予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格は、落札者の決定後に公表する。

(2) この公告に係る入札については、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領(平成26年6月2日施行)を適用し、最低制限価格を設定する。なお、本工事の最低制限価格の算定方法については、同要領別表第2項第1号(土木工事)による。

(3) 最低制限価格に満たない価格により入札を行った者は、落札者に決定しない。

15 同日落札制限

(1) この公告に係る案件は、同日落札制限を設定する。

(2) 本案件と同日に開札を行う土木一式工事を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するものは、本案件の落札者に決定しない。ただし、本案件より先に開札する案件又は本案件が災害復旧工事の場合は、この限りでない。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が特定建設工事共同企業体の場合

(ア) 当該特定建設工事共同企業体の構成員を含む特定建設工事共同企業体

(イ) 当該特定建設工事共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業（特定建設工事共同企業体でないものをいう。以下同じ。）の場合

(ア) 当該単体企業

(イ) 当該単体企業を含む特定建設工事共同企業体

1 6 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札について不正行為を行った者

(3) 本工事名とは異なる工事名を記入してある工事費内訳明細書を送付した者

(4) 工事費内訳明細書の積算価格と入札書の入札金額との差が1万円以上ある者

(5) 入札金額について、誤脱及び判読不可能な記載をした者

(6) 1人で2以上の入札をした者

(7) 本案件と同日に開札を行う土木一式工事を要件とする一般競争入札において、本案件より先に開札する案件を落札した者で、本案件において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に該当するもの。ただし、当該者が落札した案件が災害復旧工事の場合は、この限りでない。

ア 本案件より先に開札する案件を落札した者が特定建設工事共同企業体の場合

(ア) 当該特定建設工事共同企業体の構成員を含む特定建設工事共同企業体

(イ) 当該特定建設工事共同企業体の構成員

イ 本案件より先に開札する案件を落札した者が単体企業の場合

(ア) 当該単体企業

(イ) 当該単体企業を含む特定建設工事共同企業体

1 7 落札者の決定の取消し

落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（平成28年4月1日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件

(2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

1 8 その他

(1) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、入札及び落札者の決定方法等の事務手続並びに入札参加資格の欠格要件、入札の中止の条件等については、佐賀

市上下水道局電子入札執行要領（平成２４年８月１日施行）、佐賀市における申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領（平成２８年４月１日施行）、佐賀市上下水道局競争入札に係る最低制限価格制度事務処理要領及び佐賀市における佐賀市建設工事等に関する入札心得（平成２７年６月１日施行）の規定による。

(2) 前号に掲げる申込同時入札型条件付一般競争入札実施要領及び佐賀市建設工事等に関する入札心得の規定中「佐賀市」とあるのは「佐賀市上下水道局」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「契約監理課及び総務法制課情報公開・統計係」とあるのは「上下水道局水循環部財務課」と読み替えるものとする。

(3) 本工事に係る下請負契約については、佐賀市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。

(4) 本工事に係る契約を締結した者（当該締結した者が特定建設工事共同企業体の場合は、当該共同企業体と同じ構成員で構成された共同企業体）が、本工事の工期と重複し、かつ、本工事の工事場所と近接している佐賀市が発注した工事を請け負っている場合で、当該工事と本工事の現場代理人又は専任の主任技術者の兼任を行うときは、設計変更により本工事に係る諸経費の調整を行う。

(5) 問合せ先

ア 公告の内容に関すること。

佐賀市若宮三丁目６番６０号

佐賀市上下水道局水循環部財務課契約検査係

電話 ０９５２－３３－１３３１

イ 工事の概要に関すること。

佐賀市若宮三丁目６番６０号

佐賀市上下水道局水循環部下水道工務課整備二係

電話 ０９５２－３４－５０３３